

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 2 7 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年上尾市条例第 1 7 号。以下「条例」という。）の規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第 4 条に規定する規則で定める特別職の職員)

第 3 条 条例第 4 条に規定する規則で定める特別職の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第 1 条の 2 第 2 3 号に掲げる者
- (2) 条例第 1 条の 2 第 4 3 号に掲げる者

(条例第 5 条第 2 項に規定する規則で定める 1 日当たりの定額)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項に規定する規則で定める 1 日当たりの定額は、1, 0 0 0 円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。